

～外貨関連～

国家外貨管理局上海市分局、 貿易外貨収支利便化試行政策を改定、 適格要件を緩和、適用業務を拡大

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2022年6月30日付で『優良企業の貿易外貨収支利便化試行政策の質・効果の更なる引き上げに関する通知』（上海匯発[2022]22号）を公布しました。その付属文書『優良企業の貿易外貨収支利便化試行の展開に関する指導意見』（以下『2022年版』）は、昨年公布された『2021年版』を改定したもので、試行企業の適格条件として試行銀行における経常項目に係る外貨収支業務取扱の所要継続年数を3年以上から2年以上に短縮しました。また、利便化措置の適用業務を第一次所得収支¹の一部と第二次所得収支²に拡大しました。通達公布日以降、企業は以下の資格要件を満たせば、試行銀行に試行企業の申請をすることができます。

経常項目外貨収支業務取扱継続年数	<ul style="list-style-type: none"> 企業は原則として試行銀行において2年以上連続で経常項目の外貨収支業務を行っており、真実な試行業務の需要がある 財務集中管理を実施する集団型企業が試行を申請する場合、上海市内に登録しているメンバー企業のうち1社（以下「主宰企業」）がまとめて試行銀行に申請する。主宰企業は原則として試行銀行において2年以上連続で経常項目の外貨収支業務を行っている。試行を申請する<u>その他のメンバー企業</u>は集団内部の財務集中管理に組み入れられる必要があるが、<u>試行銀行における経常項目の外貨収支業務を2年以上継続しなくてもよい</u>
遠隔地企業の場合	<ul style="list-style-type: none"> 貿易収支試行に参加する遠隔地企業（遠隔地におけるメンバー企業を含む）の場合、その登録地は試行実施中の地区でなければならない 試行企業となった後、所在地の外貨管理分局に書面にて届出しなければならない
貿易収支	<ul style="list-style-type: none"> 企業の貨物貿易・サービス貿易収支の構造が妥当で、資金収支が合理的で安定している
貨物貿易外貨管理分類	<ul style="list-style-type: none"> 生産経営状況が安定し信用度が高く、法律遵守の状況がよく、過去に構造貿易^注（架空貿易型取引）、虚偽貿易等の異常な記録がなく、直近3年間所在地の外貨管理局による処罰を受けたことがない （注）「構造貿易」とは、関連取引双方が真実の取引で価格の差額を稼ぐことを目的とせず、架空の中継貿易契約を作り、真実の商品権証憑または真実の貨物を通じ、不法に国内外の利ザヤ、為替差益を獲得すること、または不法に資金のクロスボーダー移転を主な目的とすることを指す 貨物貿易外貨収支利便化試行を申請する企業は直近3年間の貨物貿易外貨管理分類が連続してA類である
その他	<ul style="list-style-type: none"> 貨物貿易・サービス貿易収支のコンプライアンスを保証する措置を備え、専門員を配置し、試行業務を監督・評価する。貨物貿易・サービス貿易収支及び取引の真実性、論理性と合理性を自ら証明でき、取引のエビデンスを残し、かつ電子化手段を利用し正確に記録・管理する 企業は慎重に経営し、財務面において「リスク中立」でなければならない、企業の貿易信用、トレードファイナンスは合理性を備え、規定に従い貿易信用などの情報を報告しなければならない リスク防止のために、試行銀行が定めたその他の条件

¹ 生産過程に関連した所得及び財産所得を計上します。「雇用者報酬」「投資収益」及び「その他第一次所得」に区分します（日本銀行国際局『国際収支関連統計』）。

² 経常移転による所得の再配分を計上します。「移転」とは、「交換」と対比される取引の概念で、当事者の一方が経済的価値のあるもの（財貨、サービス、金融資産、非金融非生産資産）を無償で相手方に提供する取引を指します（日本銀行国際局『国際収支関連統計』）。

□ 手続きの簡素化などによる利便性向上

貿易収支の利便化措置とは、試行銀行が「業務展開原則」（即ち「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」）に基づき試行企業のために貿易に係る外貨収支業務を取り扱う際、審査書類の簡素化などを通じて利便性を向上させることを指します。

試行企業は、従来外貨管理局で登記手続きが必要だった貨物貿易の特殊外貨払戻業務や処理不可だったサービス貿易に係る特殊立替・費用分担業務も試行銀行で直接取り扱うことができるようになります。銀行審査用業務証憑の簡素化による準備所要時間、業務手続き時間は一般企業に比べ半分以上短縮され³、資金繰りの改善にも繋がります⁴。利便化措置の詳細は下記の通りです。

証憑審査の最適化

主な内容	コメント
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」の原則に基づき試行企業のために、貨物貿易、サービス貿易の外貨収支業務を取り扱う。資金の性質が不明確な場合、銀行は企業に対し関連書類の提出を求めなければならない ✓ 1件当たり5万米ドル相当超のサービス貿易に係る外貨支出の場合、銀行による「届出表」の確認は事後に行ってもよい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国では經常取引に係る外貨の受取・支払に際して、銀行はその背景となる經常取引が真実かつ合法であることを確認しなければならない ✓ サービス貿易における1件当たり5万米ドル相当以下の外貨収支について、原則銀行による書類審査は不要 ✓ 5万米ドル相当超の場合、銀行は業務展開原則に基づき、取引証明書類に記載される取引主体、金額、性質などの要素が申請された外貨収支業務と一致することを確認しなければならない。また外貨支出の場合、一般企業は原則として事前に主管税務部門で税務届出を行い、銀行に『届出表』を提出しなければならない ✓ 試行企業の場合、『届出表』の提出は対外支払時ではなく事後でもよい

貨物貿易に係る特殊外貨払戻業務の事前登記免除

主な内容	コメント
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1件当たり5万米ドル相当超で、「外貨払戻日」と「もとの受取・支払日」との間隔が180日を超える、または特殊な状況により元のルートでの外貨払戻が出来ない場合、所在地の外貨管理局での登記手続きを行う必要はなく、金融機関で直接行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊外貨払戻業務とは、「外貨払戻日」と「もとの受取・支払日」との間隔が180日を超える、または特殊な状況により元のルートでの外貨払戻が出来ないことを指す ✓ 貨物貿易外貨収支企業リストにおける管理分類のA類企業は、1件当たり5万米ドル相当超の特殊外貨払戻業務を行う際、事前に所在地の外貨管理局に、期限超過もしくはもとのルートでの外貨払戻ができないことの証明書類、もとの外貨支払・受取証憑、輸出入貨物通関申告書などの関連書類を提出し真実性審査を受け登記手続きを行う必要がある（『外貨管理の最適化、対外業務発展への支援に関する通達』（匯発[2020]8号）） ✓ 試行企業は、1件当たり5万米ドル相当超の場合でも外貨管理局での登記は不要であり、銀行で直接特殊外貨払戻業務を行える

貨物貿易の対外外貨支払業務に係る輸入通関申告書の確認・検査手続き免除

主な内容	コメント
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行は試行企業の貨物貿易の外貨支払業務が真実で合法であることを確認できる場合、関連輸入通関申告の電子情報の確認・検査手続きを行わなくてもよい 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 『2021年版』に沿ったもの ✓ 国家外貨管理局は2019年1月より上海市、浙江省、粵港澳大湾区（グレートベイエリア）において貨物貿易外貨収支利便化試行を展開した際、銀行が信用度の高い試行企業のために貿易関連収支を取り扱う場合、貿易外貨収支関連証憑の審査の最適化、輸入通関申告の検査の簡素化を実施した。銀行は貿易外貨支払業務が真実で合法であると確認できる場合、輸入通関申告電子情報確認手続きを行わなくても良いとした ✓ 当該措置は、2020年8月31日付で公布された『經常項目外貨業務手引（2020年版）』（匯発[2020]14号）に吸収され全国的なものになった。すべての企業を対象に、銀行は貨物貿易の対外外貨支払業務を取り扱う際、業務展開原則に基づき、企業の関連輸入通関申告の電子情報の確認・検査手続きを実施するか否かについて自ら決めることができ、企業の貿易外貨支払業務が真実で合法であると確認できる場合、確認・検査手続きを行わなくても良いとした

³ 『助力实体经济高质量发展 贸易外汇收支便利化工作开新局』（2022年3月5日付『上海証券報』）

⁴ 『广东开展优质企业贸易外汇收支便利化试点』（2022年6月20日付『中国新聞網』）

国内・国外機関の間での立替・費用分担に係る対外支払の規制緩和

主な内容	コメント
✓ サービス貿易における以下のケースについて、試行銀行はその真実性、合理性を確認した上で取り扱える。①関連関係を有していない国内・国外機関の間での立替あるいは分担するケース、②立替あるいは分担の期間が12ヶ月を超えるケース	✓ 試行企業は、 関連関係を有していない国内・国外機関の間での立替あるいは分担に係る外貨受取・支払は可能 ✓ 立替あるいは分担の期間は12ヶ月を超えても、その外貨受取・支払は可能 ✓ 一般企業の場合、1件当たり5万米ドル相当超のサービス貿易取引における関連関係を有する国内・国外機関の間での外貨収支につき、立替あるいは分担の期間は原則12ヶ月を超えてはならない（匯発[2020]14号）

（『2022年版』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 適格要件の緩和と利便化措置拡充の流れ

中央政府による「放管服」改革（権限の開放、規制の革新、サービスの最適化）の一環として、国家外貨管理局上海市分局は2019年1月に上海の現状に合わせた初の『指導意見』を公布しました。その後、毎年の試行結果を踏まえた改定を行い、適格条件の緩和や利便化措置の拡充、適用業務の拡大など貿易外貨収支の利便化改革を進めビジネス環境の改善を図ってきました。

【適格要件の緩和】

最初の『指導意見』では、企業及び銀行に対し前年度の貨物貿易国際収支規模や当局による評価等級などを含めた資格要件を定めました。試行銀行に対する資格要件が厳しかったため、当時適格銀行の数は限られていました。また試行企業は試行銀行による推薦であるため、適格企業の数も少ない状況でした。

その後、同局は貨物貿易の国際収支規模に関する資格要件の撤廃、遠隔地企業及び多国籍企業のメンバー企業の申請条件の緩和を通じて適用対象範囲の拡大を図ってきました。

適格要件の緩和				
	『2019年版』	『2020年版』	『2021年版』	『2022年版』
企業				
登録地	登録地が上海市	同左	左記を撤廃、遠隔地企業も申請可能	—
経常項目外貨収支業務取扱継続年数	試行銀行において貨物貿易外貨収支業務を継続して3年以上行っている	同左	多国籍企業の主宰企業以外のメンバー企業の場合、「3年以上」の要件を撤廃	「3年以上」から「2年以上」へ短縮
貿易収支	前年度の貨物貿易国際収支規模が原則4億米ドル以上	左記を撤廃	—	—
貨物貿易外貨管理分類	直近3年の貨物貿易外貨管理分類が継続してA類で、且つ上海市分局による処罰を受けていない	同左	同左	同左
遠隔地企業	—	多国籍企業の遠隔地メンバー企業の申請条件「登録地が試行実施中の地区である」を追加	遠隔地企業の申請条件「登録地が試行実施中の地区である」を追加	同左
銀行				
登録地	上海市において登録し経営している	同左	同左	同左
貿易収支	前年度の上海市における全ての銀行拠点が取扱った貨物貿易国際収支規模が原則200億米ドル以上	左記を撤廃	—	—
当局による外貨業務関連考課等級	直近3年間の考課等級がすべてB+以上で、且つ少なくとも1回がAである	同左	同左	「少なくとも1回がAである」の要件を撤廃

（各年版の『指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【利便化措置及び適用業務の拡大】

『2022年版』における利便化措置は『2021年版』に沿ったものですが、適用業務については第一次所得収支（資本項目関連収益の収支を除く）も利便化措置の適用業務にされたため、雇用者報酬に係る外貨収支も利便化措置の対象となります。

利便化措置・適用業務の変遷				
	『2019年版』	『2020年版』	『2021年版』	『2022年版』
証券審査を最適化	外貨払戻業務及びオフショア転売取引業務は対象外	サービス貿易の対外支払に関する手続き簡素化の内容を追加	①外貨払戻業務及びオフショア転売取引業務を対象に ②銀行による「届出表」の事後確認が可能に	同左
外貨収入の審査待ち口座への入金を不要に	真実で合法的な貨物貿易に係る外貨収入は経常項目外貨決済口座への直接入金あるいは元転が可能に	全国的なものとなったため、上海地方規である『指導意見V2.0』から除外	—	—
特殊外貨払戻業務の事前登記を撤廃	期限超過の場合及び元のルートでの払戻ができない場合の外貨払戻は、外貨管理局での登記を不要とし、銀行で直接行うことが可能に	同左	同左	同左
外貨対外支払時の輸入通関申告書の照合・確認を免除	貨物貿易外貨支払業務が真実で合法であると確認できる場合、輸入通関申告電子情報の確認を不要に	同左	同左	同左
特殊立替及び費用分担業務	—	—	以下2ケースの場合でも銀行での取り扱いが可能になった。①関連関係を有していない国内・国外機関の間での立替あるいは分担するケース、②立替あるいは分担の期間が12ヶ月を超えるケース	同左
その他	—	「上海市分局で届出済のほかの貿易外貨収支利便化措置を適用」を追加	同左	第一次所得収支（資本項目関連収益の収支を除く）と第二次所得収支は利便化措置の適用業務に

（各年版の『指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 所見

直近3年間、貿易外貨収支利便化改革により試行地域の拡大、適格条件の緩和、適用業務範囲の拡大が進んでいます。2022年3月時点で、試行地域は全国26地区に広がり、取扱件数は累計で77万件、同金額は5,061億米ドルに拡大しました⁵。国家外貨管理局上海市分局によると、2022年6月末時点で同市臨港新エリアにおける銀行9行が試行資格を取得し、優良企業61社を試行企業として推薦しました。

今回の改定により適格要件の緩和など申請のハードルが引き下げられたことから、試行銀行の増加による試行企業の増加も期待できそうです。適格企業の要件に合致していても、試行企業として認められない可能性もありますのでご注意ください。

試行企業は申請した試行銀行以外の銀行で貨物貿易、サービス貿易に係る外貨収支業務を行う場合、利便化措置を適用できないので注意が必要となります。

なお新型コロナの影響を受けた業界等への金融支援策として、中国人民銀行及び国家外貨管理局は2022年4月18日付で『疫病の防止・抑制と経済社会の発展に向けた金融サービスの着実な実施に関する通知』を発表し、「貿易の利便性を向上すること、優良企業に対する貿易外貨収支の利便化措置を中国全土に拡大すること。銀行がより多くの優良中小企業を利便化措置の適用対象に盛り込むよう奨励すること」を明言しました。今後、利便化措置の適格条件の更なる緩和、利便化措置の追加が期待できます。

⁵ 『助力实体经济高质量发展 贸易外汇收支便利化工作开新局』（2022年3月5日付『上海証券報』）

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経瀬

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。